

長崎市農業委員会 令和2年6月総会 議事録

- 1 日 時 令和2年6月29日(月) 14:30 開会
15:50 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 松本 正登
- 4 出席農業委員(17名)
岩本 隆 後山 裕義 小川 博 帯山 安敏 上川 満治
田平 孝廣 鳥越 悦子 永岡 亜也子 野口 栄孝 平尾 政博
松尾 隆治 松本 正登 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊
山口 眞佐栄 山脇 貞雄
- 5 出席推進委員(23名)
赤瀬 孝則 井川 義英 池田 憲二 石橋 一次 今村 秀喜
岩尾 直己 浦川 英敏 尾崎 正孝 城戸 利美 久保 正
柴原 恵 田中 幹生 中村 数昭 中山 辰也 濱口 雅洋
松野 安彦 松本 貞幸 三浦 孝路 峰 忠幸 村田美津枝
森部 ルミ子 山崎 実男 山下 和孝
- 6 欠席農業委員(0名)
- 7 欠席推進委員(1名)
川田 正勝
- 8 出席職員
【農林振興課】 相川課長 峯松主任
【農委事務局】 向井事務局長 山下事務長 平農地係長 岩崎主任 赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただいまから令和2年6月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、6月の農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日、今期最後の総会でございます。コロナなどがありまして、推進委員の皆様、なかなか出席できず、大変ご迷惑をおかけしましたけれども、本日は皆さんお揃いですので、いろいろご支援を賜りたいと思います。それでは、委員定員数報告を、事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の皆様全員、17名出席されておりまして、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は23名でございます。以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。森山安男委員と柳川八百秀委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森山委員・柳川委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が5件ございますが、その他の事項1及び2の説明のために農林振興課から職員の方に出席いただいております。時間の都合もございますので、先に、その他の事項1及び2の説明を行っていただき、その後、議案の審議に入りたいと思います。

それでは、その他の事項1「人・農地プランの実質化に向けた今後のスケジュールについて」及びその他の事項2「農業・畜産における新型コロナウイルスの影響及び長崎市の対策について」、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課長 ー資料に基づき説明ー

○平尾議長 この施策については、農業委員の皆さま方も各農家からちょっとした要望も出てくると思います。そういった時にはすぐ、農林振興課やコールセンター、資料に書いてありますので、そういったところを案内していただいて支援の手助けをしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

農林振興課の職員の方には、大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます

た。この後の予定があるとのことですので、ここで退席されます。

― 農林振興課職員退席 ―

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案についてご説明いたします。議案書は1ページをご覧ください。第1号議案1番は、琴海尾戸町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆1,409㎡について、琴海形上町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。本件は、6月12日に琴海地域センター長浦事務所においてあっせんを行い、あっせん委員として、濱口雅洋推進委員、松野安彦推進委員、そして地区の農業委員である森山安男農業委員立会いのもと、あっせんが成立いたしましたので、今回の申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が健康上の理由により耕作ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で750日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が6,300㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、4月17日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員、松野安彦推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可後の変更承認申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 第2号議案についてご説明いたします。議案書は2ページをご覧ください。1番は、〇〇が、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う仮設ヤード設置のための一時転用について、今回、工期延長のため変更承認申請がなされたものでございます。変更理由としましては、〇〇が同時期に施工を行うため土運搬のダンプや生コン車等の工事車輛が町内を運行する必要がある、その対策協議と事前対策に時間を要し工期が大幅にずれ込むこととなりました。変更前の申請期間は令和2年7月31日まででしたが、変更後は令和3年3月31日までとなります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の東に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。農地転用にかかる赤で囲んだ部分については変更はございません。次が、現地の写真です。赤で囲んだ部分が申請地でございます。立会につきましては、6月18日に松本正登農業委員、赤瀬孝則推進委員にお願いし、今回は工期の延長のみであるため問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。第2号議案2番についてご説明いたします。2番は、〇〇が、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う並松公民館の代替施設設置のための一時転用について、今回、工期延長のため変更承認申請がなされたものでございます。変更理由としましては、隣接工区の市道切り替え工事が遅れ、新公民館の宅盤整地工事の着手遅延により、新並松公民館の工事完了が遅れるためであります。申請期間は令和2年7月31日まででしたが、変更後は令和3年1月15日までとなります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の東に位置しております。次が、拡大したものでございます。赤色で塗りつぶした部分が申請地で、赤枠で四角で囲んだ部分が元の並松公民館の位置でございます。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次がトンネル口付近の図面です。赤で囲んだ部分が元の公民館で一部が新幹線本線工区に重なっています。青で囲んだ部分が新公民館の建設位置でございます。次が、利用計画図でございます。白抜きの部分が仮公民館でございます。次が、現地の写真です。赤で囲んだ部分が申請地でございます。立会につきましては、6月18日に松本正登農業委員、赤瀬孝則推進委員にお願いし、こちらも1番と同様、後期の延長のみであるため、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付

して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第3号議案についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。まず1番は、佐世保市在住の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、蚊焼町在住の〇〇さんが、通路用地に利用する目的で申請が出されたものでございます。本件は、昭和62年から既に通路として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請受付前に県に報告した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地で、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、さらに拡大したものでございます。赤で囲んだ部分が申請地でございます。次が、現況平面図でございます。雨水排水については自然流下となります。次が、現地の写真でございます。立会につきましては、6月18日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、川原町在住の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆について、子である小ヶ倉町2丁目在住の〇〇さんが住宅用地に利用する目的で申請が出されたものです。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。雨水排水については水路に放流し、汚水及び生活雑排水は公共下水に放流いたします。次が現地の写真です。立会につきましては、6月18日に田平孝廣農業委員、森部ルミ子推進委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第3号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について許可意見を付し

て知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」ですが、3番については、〇〇委員が対象の案件となっておりますので、最後に他の議案と分けて審議いたします。それでは、事務局から3番を除く議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案についてご説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。まず1番は、長浦町の〇〇さんが所有する、長浦町の農地1筆604㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆604㎡について、10年間の使用貸借により、琴海尾戸町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は22,800㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は6月12日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、住吉町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆2,018㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,018㎡について、10年間の賃貸借により、琴海尾戸町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、15,181㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、5月20日に森山安男農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は6ページをご覧ください。4番は、長浦町の〇〇さんが所有する長浦町の農地7筆7,864㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地7筆7,864㎡について、10年間の賃貸借により、時津町在住の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、18,732㎡となり、利用につきましては果樹の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、6月12日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないと

の意見をいただいております。

続きまして、議案書は7ページをご覧ください。第4号議案5番についてご説明いたします。5番は、長浦町の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆1,309㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,309㎡について、10年間の賃貸借により、琴海戸根原町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、10,045㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、6月12日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、6番でございます。6番は、上小島4丁目の〇〇さんが所有する大崎町の農地3筆3,851㎡について、長崎県農業振興公社が14年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆3,851㎡について、14年間の使用貸借により、大崎町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,851㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。南小中学校の東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査は、6月16日に小川博農業委員、山崎実男推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は8ページをご覧ください。第4号議案7番でございます。7番は、大崎町の〇〇さんが所有する千々町の農地4筆7,135㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆7,135㎡について、10年間の使用貸借により、女の都3丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、10,659㎡となり、利用につきましては果樹の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。南小中学校の北側から東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査は6月16日に小川博農業委員、山崎実男推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして8番は、宮崎町の〇〇さんが所有する川原町の農地2筆3,111㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆3,111㎡について、5年間の賃貸借により、古河町の〇〇へ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,111㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が拡大したものでございます。次が現地の写真です。現地調査は6月18

日に田平孝廣農業委員、森部ルミ子推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

○森山委員 5番の件ですが、〇〇さんは経営移譲をして年金をもらっておられると思うんですが、この番地については、移譲はしてなかったんですか。

○農地係長 この番地については経営移譲の対象地ではございません。

○森山委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案1番、2番及び4番から8番について計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案1番、2番及び4番から8番について計画相当と認めることに決定いたします。引き続き、第4号議案3番について審議いたしますので、案件の対象である〇〇委員は、一時退席をお願いします。

— 〇〇委員退席 —

○議長 それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第5号議案3番についてご説明いたします。議案書は6ページをご覧ください。3番は、琴海形上町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆752㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆752㎡について、10年間の使用貸借により、琴海形上町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、33,738㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。形上小学校の南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写

真です。現地調査は6月12日に久保正推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第4号議案3番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案3番を計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案3番を計画相当と認めることに決定いたします。それでは引き続き議案審議を行いますので、〇〇委員の復席を認めます。

— 〇〇委員復席 —

○議長 続きまして、第5号議案「非農地の判断について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 第5号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次案件につきましては、議案書の9ページから36ページにかけて掲載しております。36ページの表の一番下の方に集計をしておりますが、対象地は上大野町の1,199筆、面積は220,849.95㎡でございます。調査対象範囲については、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。次が、少し拡大したものが6枚ほどございます。次が、現地の写真でございます。付近の道路から写した写真が6枚ほどございます。現地の立会いは、4月3日及び5月12日に帯山安敏農業委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、個別案件についてご説明いたします。議案書は37ページをご覧ください。申出件数が5件、合計筆数が10筆、合計面積が2,611㎡について、非農地通知申出書が提出されております。まず2番は、長与町岡郷在住の〇〇さんが所有する、脇岬町の農地で、面積は41㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。野母崎三和漁協製氷工場の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真でございます。現地の立会いは、6月18日に山口邦俊農業委員、森部ルミ子推進委員にお願いしております。

続きまして3番は、小江原一丁目在住の〇〇さんが所有する、上浦町ほか5筆の農地で、面積は合計1,950㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航

空写真でございます。手熊小学校の北東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、あと4枚ほどございます。現地の立合いは6月17日に石橋一次推進委員にお願いしております。

続きまして4番は、戸町二丁目在住の〇〇さんが所有する上戸町四丁目の農地で、面積は合計204㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立戸町小学校の東側に位置しております。次が、拡大したものです。次が、現地の写真です。現地の立合いは、6月17日に柳川八百秀農業委員、中村数昭推進委員にお願いしております。

続きまして5番は、椿が丘町在住の〇〇さんが所有する脇岬町の農地で、面積は、172㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎半島クリーンセンターの西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立合いは、6月18日に山口邦俊農業委員、森部ルミ子推進委員にお願いしております。

続きまして6番は、矢上町在住の〇〇さんが所有する現川町の農地で、面積は244㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。JR現川駅の西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立合いは、6月18日に後山裕義農業委員、池田憲二推進委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1、「事務局長専決事項について」ご報告いたします。報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、7件の届出がありました。続きまして、資料の3ページから4ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内の転用の届出が、8件提出されております。続きまして、資料の5ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、5件提出されております。合計20件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、6月10日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和2年度農業委員会会長・事務局長会議（前期）について」事務局から報告をお願いします。

○事務長 資料1ページをご覧ください。6月19日に開催されました「令和2年度農業委員会会長・事務局長会議、研修会（前期）」に平尾会長と向井事務局長が出席いたしました。その報告をいたします。まず、(1)農業委員会をめぐる情勢等についての講話があり、その後、資料にありますとおり、(2)令和2年度農業委員会・農業会議の重点活動と事業の推進方向、(3)農地利用集積関係について、(4)令和2年度の農地中間管理事業の推進について、の3項目についての説明・協議がありました。その中で、令和元年度の農業委員会活動における重点活動の取り組みについては、3ページから4ページにありますとおり「農地集積」、「遊休農地の解消」、「適正な非農地処理」など6項目の取り組み実績の報告がありました。また、令和2年度におきましても、「ながさき農業委員会1・1・1運動」により農地利用の最適化を県下各農業委員会で推進することになっており、2ページに記載されておりますような活動目標となっております。また、「人・農地プランの実質化」に関する取り組みにつきましても、昨年からお伝えしておりますとおり、農業委員会として地域の話合いの場などにおいて果たすべき役割が大きくなっていますので、それを踏まえた活動が必要となってきております。なお、「ながさき農業委員会1・1・1運動」の詳しい内容につきましては、長崎県農業会議から正式な通知や資料が届きましてから、皆さま方にご報告させていただくこととしておりますので、ご了承ください。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項3「農地等利用最適化推進施策に関する意見聴取について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係主任 それでは、農地等利用最適化推進施策に関する意見聴取についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。今年度も長崎市へ「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出いたします。委員の皆さまにおかれましては、農業委員会の取り組みを通して得た知見や、日頃、地域の農業者の皆さんから寄せられております意見・要望などにつきまして、その内容や、解決のための方策などをこの用紙にご記入いた

だきまして、来月7月10日までに提出をお願いいたします。なお、新しく委員になられます方につきましては、来月の総会時に改めて配付することといたしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 なければ、引き続き、その他の事項4「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」及びその他の事項5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係主任 それでは、その他の事項4、全国農業新聞の定期購読者の獲得についてと5、農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について一括してご説明いたします。まず、4、全国農業新聞の定期購読者の獲得について、ですが、資料の2ページをご覧ください。令和2年度の目標部数は148部、先月の報告以降中止の申し出が3件あっておりまして、現在の購読部数は141部で、目標部数を7部足りない状況になっております。目標部数を達成できますよう、今後とも委員の皆様のご協力をよろしく願います。

次に5の農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出についてご説明いたします。資料は、3ページ及び4ページになります。令和2年度上半期の活動記録集計表を記載しております。ご報告いただいております活動記録カードにつきましては、農業委員会の事務の透明性・公平性の確保、地域住民への理解促進のため、適正な事務を実施するという国の方針のもとに提出していただくようにしておりますが、農地利用最適化交付金として上乘せ報酬の配分を受けるためにも必要となるものになります。また、この記録カードが報酬支給の根拠資料となりますので、活動をされた際には、番号だけではなく、活動内容や相談対応等の相手方など、できる限り詳しくご記入くださいますようお願いいたします。なお、農地利用最適化交付金につきましては、委員ごとに月単位で農地利用最適化活動、活動記録表の1番から23番に当たるものになりますが、これを行った回数をカウントして農業委員会への交付額が決定される仕組みとなっておりますので、大変ご多忙のこととは思いますが、毎月1回は農地利用最適化に関する活動を実施いただきますようお願いいたします。なお、7月19日で現委員の皆さまは任期満了を迎えることとなりますが、退任される委員の皆さまにつきましても、7月19日までの委員としての活動はご報告をいただくようお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他、皆様方から何かご意見、ご質問、ご報告等ございませんか。なんでも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項6「令和2年7月、8月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係主任 それでは、その他の事項6「令和2年7月、8月の行事予定」についてお知らせいたします。資料の5ページをご覧ください。初めに7月の予定です。10日金曜日、「長崎県農業会議常設審議委員会」が13時30分から長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席される予定です。20日月曜日、「農業委員辞令交付式」が11時から新興善メモリアルホールで行われ、引き続き「臨時総会」、「全員協議会」、「運営委員会」を開催する予定です。30日木曜日、「農委だより編集会議」を13時15分から開催し、引き続き、「総会及び農地利用最適化推進委員辞令交付式」、「全員協議会」、「互助会定期総会」を開催する予定としております。7月の行事予定は以上です。

次に、8月の行事予定です。7日金曜日、「長崎県農業会議常設審議委員会」が長崎県農協会館で開催されます。21日金曜日、「農業委員会運営委員会」を開催します。28日金曜日、「農業委員会総会」を開催し、その後懇親会を行う予定としておりますが、例年開催されております「長崎県農業会議令和2年度農業委員会地区別委員研修会」の日程について、現在調整中であり、この日に併せて行うこととなった場合、28日の総会の日程が午前中になる可能性がありますので、一応ご連絡させていただきます。令和2年7月、8月の行事予定については以上でございます。

○議長 それでは、以上をもちまして6月の農業委員会総会を終了させていただきますが、本日の総会が委員改選前の最後の総会になりますので、今期限りで勇退される委員の皆さまを最後に事務局からご紹介いたします。

— 退任される委員の紹介・挨拶 —

○議長 退任される委員の皆さまにおかれましては、在任期間中は、長崎市、そして地域の農業振興や農業委員会活動にご尽力いただき、誠にありがとうございました。今後のご健康と、ますますのご活躍をお祈り申し上げます。また、引き続き各地域における農業振興、農業委員会活動にもご協力いただければ、幸いです。長い間、本当にご苦労様でございました。それではこれで6月の農業委員会総会を終了いたします。長時間お疲れさまでした。